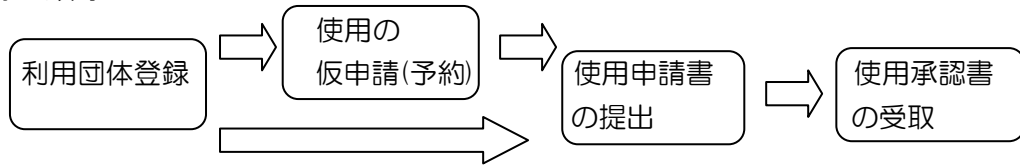


はだのこども館団体利用についての御案内

★ 団体で利用する場合は、あらかじめ使用の申請をして承認を受けてください。

■ 申請の順序



■ 利用団体登録

こども館を初めて使用する団体は、代表者が来館し、職員と面談し、「こども館利用団体登録票」及び「こども館利用団体会員名簿」の提出と、「秦野市公共施設利用者カード」の提示をしてください。

なお、「秦野市公共施設利用者カード」のない団体は、「公共施設利用者登録票」を提出してください。秦野市の施設共通の「秦野市公共施設利用者カード」を発行します。

■ 団体について

こども館を利用できる団体は5人以上の会員からなる団体で、次のとおり区分します。

子ども団体	会員の過半数が市内在住、在学の18歳未満の子どもで構成される団体
子ども育成団体	子ども会、青少年指導員、青少年相談員等
一般団体	子どもとの交流事業を行うことを条件とした一般団体（平成26年度まで）

■ 子どもとの交流事業について

一般団体がこども館を利用するに当たっては、同一年度内に3回以上、子どもとの交流事業を実施することが条件となります。また、そのうち少なくとも1回はこども館を利用した交流事業とします。事前に計画書、事後に報告書を提出してください。詳しくは、こども館職員までお問い合わせください。

子どもとの交流事業が実施できない一般団体は、こども館を利用することができません。

■ 使用の申請手続について

空室状況を確認したうえで、「こども館使用承認申請書」の提出とカードの提示をこども館窓口で行ってください。使用承認書を発行します。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

また、事前に窓口、電話及びインターネット（あらかじめ窓口で暗証番号を登録）により使用の仮申請（予約）をすることができます。

● 使用の仮申請及び使用申請の期間

子ども団体 子ども育成団体	使用する日の2か月前の日が属する月の初日から当日午後5時まで
一般団体	使用する日の1か月前の日が属する月の初日から当日午後5時まで

● 使用の仮申請ができる時間

来館による申請	午前8時30分 から 午後5時 まで
電話による申請	午前9時00分 から 午後5時 まで
インターネットによる申請	午前5時00分 から 深夜0時 まで

● 予約の制限

使用場所	定員	子ども団体 子ども育成団体	一般団体
研修室A	20名	1日4時間まで	月4回 1日3時間まで
研修室B	30名		
研修室C	30名		
体験学習室	50名		
多目的ホール	100名		利用できません 注1

※ 使用時間は準備から後片付けまでを含みます。

注1 多目的ホールの使用は、こども団体及びこども育成団体に限りません。

■ 使用料について

使用料は無料です。

■ 使用承認書について

使用を承認した団体に、「秦野市施設使用承認書」を交付しますので、使用する際に携帯してください。

■ 使用の取消し

使用申請の取消しをするときは、こども館職員へご連絡のうえ、すでに発行された「秦野市施設使用承認書」を使用する日の前日までに提出してください。

■ 多目的ホールについて

(1) 一般活動及び音楽活動を主とした利用はできません

(2) 利用の際には、あらかじめ御相談ください

■ 使用上の注意

- 使用の当日は、受付で「はだのこども館使用報告書」を受けとってから利用してください。
- 使用後は掃除をして使用前の状態に戻してください。
- ポット等を使用するときは、職員の承認を得てください。
- 施設や器具の破損を発見した場合は、必ずお知らせください。
- 筆記用具、お茶等は、各団体でお持ちください。
- こども館内においてポスター、チラシ等を掲示、配布するときは、こども館職員の承認を得てください。
- 使用後は、「はだのこども館使用報告書」に必要事項を記入し、受付窓口に提出してください。
- 個人、団体の所有物をこども館内に保管することはできません。

- 緊急の場合を除き、私用電話の取り次ぎ、私的事項の伝言等はお受けできません。
- 施設内は終日禁煙です。
- 飲食は1階ロビーでお願いします。多目的ホール、体験学習室、研修室及び学習室は原則として飲食禁止です。どうしても必要な場合は使用申請時に許可を得てください。
- ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 秦野市は、ISO14001規格に定められた、自己適合宣言をしています。施設内においては、節電・節水など省資源、省エネルギーにご協力ください。

■ その他

- 年度途中で登録事項（代表者等）に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きをしてください。
- 団体から提出された登録票の内容に偽りがあったときは、事実関係を確認のうえ、こども館の使用を取り消すこともあります。
- 営利、宗教、政治活動には使用できません。
- 幼児を連れて団体活動を行う場合は、必ず保護・監督をしてください。
- 事業や活動についての相談は、随時職員にお尋ねください。

★ 注意事項を守って、他の利用者や周辺にお住まいの方に迷惑をかけることのないよう心がけましょう。

《休館日》 毎月第2月曜日、年末年始（12/29～1/3）その他市長が特に定める日
《使用時間》 午前9時～午後9時

地球温暖化防止のため、省エネにご協力をお願いします。

秦野市役所環境方針

1 基本理念

- (1) 環境の保全及び創造は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、現在から将来にわたり、良好な環境を持続的に享受できるように行われなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、自然と人とが共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調として発展することができる社会をつくるために、行われなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持できる社会を自主的かつ積極的につくるために、市民、事業者との協働のもと本市の責務に基づき行われなければならない。
- (4) 地球環境保全は、市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保するうえで重要であることから、本市の事業活動においても推進されなければならない。

2 基本方針

基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を実施します。

- (1) 大気、水及び土壌を良好な状態に保持するとともに、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等が発生しないように必要な対策を行います。
- (2) 多様な動植物の生息・生育環境を保全し、人と自然との触れ合いの場を確保します。
- (3) 健全な水循環を創造するために、市民との協力により森林保全及び地下水かん養を推進し、安全でおいしい水を市民に安定的に供給していきます。
- (4) 廃棄物の発生抑制と適正処理を行い、資源の循環的な利用を推進するとともに、エネルギーの有効利用を推進します。
- (5) 自然と調和した潤いとゆとりのある良好な都市景観の形成を促進するとともに、歴史的かつ文化的遺産の保全と活用を推進します。
- (6) 国、他の地方公共団体等との協力のもとに、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全を推進します。
- (7) 環境関連法令の規制等を遵守するとともに、環境汚染の予防に取り組みます。
- (8) すべての職員が環境方針を理解し、この方針に沿った活動を推進するために職員研修を実施します。
- (9) この方針及び環境管理システムに基づく活動結果を公表します。
- (10) この方針を達成するため、環境目的及び目標を設定するとともに、市民審査員の協力により、毎年見直しを行い、環境管理システムを継続的に改善します。

平成20年7月11日

秦野市長 古谷 義幸

はだのこども館

〒257-0042 秦野市寿町3-12

Tel 0463 (81) 7011

Fax 0463 (81) 7032